

永平寺町松岡デイサービスセンター指定管理者募集要項

永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設(以下「指定施設」という。)の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

1 指定施設の設置目的

介護保険法に規定する要介護者等を居宅において介護を受ける者及びその家族の福祉の増進を図るための通所介護施設として設置しています。

2 管理運営の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、利用者の自立支援及び重度化防止に資する運営を行うとともに、地域との連携を図りながら、利用者本位の視点に立った質の高いサービスの提供に努めるものとします。

3 指定施設の概要

(1) 施設の名称

永平寺町松岡デイサービスセンター(以下「センター」という。)

(2) 施設所在地

永平寺町松岡吉野堺第15号47番地

(3) 施設規模

構 造 鉄筋コンクリート平屋

延床面積 672.38㎡

(4) 施設内容

事務室兼相談室、作業及び日常動作訓練室A・B、休養室1・2、食堂、厨房、浴室、特殊浴室

(5)利用者数

年度	営業日数	延べ利用者数	1日平均利用者数
令和元年度	309	9,597	31.1
令和2年度	309	8,728	28.2
令和3年度	310	7,745	25.0
令和4年度	303	6,932	22.9
令和5年度	307	7,682	25.0
令和6年度	247	6,343	25.7
令和7年度	244	6,137	25.2

(6)令和7年度収支状況

単位:千円

収入状況		支出状況	
介護収入	58,477	人件費	44,238
補助金収入	1,132	事業費	13,128
寄附金収入	38	事務費	1,134
その他の収入	673		
収入計	60,320	支出計	58,500

4 指定管理者が行う管理の基準

管理に当たっての基本的事項は、次の通りとします。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事項に限り、施設の設置目的をより効果的に達成するための変更についても、事業計画における企画提案の対象となります。

(1) 休館日

ア 12月29日から翌年1月3日までの日

イ 毎週日曜日

ただし、必要があると認められる時は、町長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、または休館日を臨時に変更することができる。

(2) 開館時間

午前8時30分より午後5時30分まで。ただし町長が必要と認めるときは使用時間を変更することが出来る。

(3) 適正な管理運営

施設の設置目的及び管理運営の基本方針に従い、下記内容を遵守した上で、適正な管理運営を行ってください。

- ① 施設設置の趣旨に即した事業の実施、施設の管理・運営を行い、利用者等の健康と福祉の増進を図るため最大限の努力を行うこと。
- ② 常に利用者の意見や要望を反映させ、利用しやすいようにサービス向上に努めること。
- ③ 利用者の利用に際しては、施設の設置目的に合った利用の促進とともに、公平・公正な運営を行うこと。
- ④ 業務計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。
- ⑤ 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ること。
- ⑥ 魅力ある事業を実施し、施設利用者サービスの向上に努めること。
- ⑦ 災害時、緊急時に備えた体制を確保すること。

(4) 適正な利用の確保

施設の管理運営に当たっては、施設を使用しようとする者に不当な差別的取扱い

がなされないよう適正な利用を確保してください。

(5) 管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者に指定された場合は、当町条例、規則及び別途締結する協定書に基づき、必要な措置を実施していただきます。

(6) 利用料金

① 指定管理者は、永平寺町デイサービスセンター条例(平成18年条例第103号)第14条で定める利用料金(介護報酬等)を収受し、これを指定管理者の収入とすることができます。

② 指定管理者は、利用料金(介護報酬等)による収入を、センター管理業務等を適正に実施するために必要と認められる経費に充てるものとします。

利用料金制度とは

公の施設の使用料(入場料収入等)を指定管理者の収入とし、それにより運営のための人件費、営業活動費等を賄い、必要経費を超える収入については、指定管理者の収益とする制度です。

利用料金の具体的な金額については、条例で規定する範囲内で指定管理者が定め、町が承認します。また利用料金収入に当初の見込みより増減があった場合でも、当該年度内において町が支払う指定管理料が変わることはありません。

利用料金制度が効果をあげるためには、施設の利用者を増加させる必要があります。そのため指定管理者は、集客のノウハウや創意工夫を最大限に発揮して、集客性の高い企画展の実施や来場者を満足させるサービスの提供等に取り組んでいただくことになります。

(7) 関係法令の遵守

指定管理者に指定された場合において、施設の管理運営業務を行うに当たっては、次に掲げる関係法令等を遵守する必要があります。

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)及び同法施行令
- ② 労働基準法(昭和22年法律第49号)ほか労働関係法令
- ③ 永平寺町デイサービスセンター条例(平成18年条例第103号)及び同施行規則
- ④ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ⑤ 永平寺町個人情報保護法施行条例(令和5年条例第5号)及び同施行規則
- ⑥ 永平寺町情報公開条例(平成18年条例第8号)及び同施行規則
- ⑦ 永平寺町財務規則(平成18年規則第56号)
- ⑧ 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例(平成21年条例第19号)及び同施行規則
- ⑨ 永平寺町行政手続条例(平成18年条例第10号)及び同施行規則
- ⑩ 永平寺町暴力団排除条例(平成23年条例第8号)

- ⑪ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ⑫ 介護保険法(平成9年法律123号)
- ⑬ 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
- ⑭ 永平寺町介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関する要綱(令和6年要綱告示第35号)
- ⑮ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第51号)
- ⑯ その他関係法令等

5 指定管理者が行う業務の範囲及び要求水準

主な業務内容は以下のとおりです。数値を用いた、町として指定管理者に求める最低限度の要求水準等の詳細については、別添「永平寺町松岡デイサービスセンター管理運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照ください。

(1) 管理運営事業

- ① 施設の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
 - ・建築物の保守管理業務
 - ・設備の保守管理業務
 - ・環境維持管理業務
 - ・施設保全業務
 - ・物品管理業務
 - ・危機管理業務
- ③ その他施設の管理運営上、町長が必要と認める業務
 - ・事業計画書及び収支計画書の提出
 - ・業務報告書(月報)、事業報告書及び収支決算書の提出
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・地域や類似施設との連携に関する業務
 - ・自己評価の実施
 - ・各種調査・照会・回答事務
- ④ 事業に関する業務
 - ・職員の雇用等に関すること。
 - ・利用者の処遇に関すること。
 - ・利用料金(介護報酬等)の収受に関すること。

(2) 提案事業

本町が仕様書に掲げた業務の他に、自らが企画する事業(設置目的内)を提案す

ることができます。なお、提案事業が採用された場合は指定管理業務となります。

(3) 自主事業(町からの指定管理料に含まれない業務)

指定管理者は、施設の魅力を向上させ、活性化するために、「5 指定管理者が行う業務の範囲及び要求水準」に掲げた業務および提案事業とは別に、指定管理業務以外(指定管理料以外の財源を活用)として、自らの責任において「自主事業」を行うことができます。指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ町と協議し必要な許可を得なければなりません。また、自主事業が、施設の利用にふさわしくない場合は許可できません。

- ① 施設の設置目的及び住民のニーズを反映した指定管理者の主催事業
- ② その他業務

6 指定の期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで(6年間)とします。

7 申請者の資格等

- (1) 申請者は、永平寺町内福祉事業者及び近隣市社会福祉法人とします。
- (2) 申請者は、介護保険法第70条第1項の規定による通所介護の事業を行うもの(指定居宅サービス事業者)及び同法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業(通所サービス)の指定事業者として必要な指定を受けている、又は指定を受けられる見込みのある者とします。
- (3) 複数の団体での共同による申請の場合は、共同申請をするものの名称を設定し、代表となる団体を決め、当該代表となる団体が申請の手続を行うこととします。
- (4) 共同申請をするものを構成する一の団体は、他の共同申請をするものを構成する一の団体となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- (5) 申請する団体(法人でない団体にあつては、団体の代表者。以下同じ。)が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げる事項に該当しない者であることとします。

ア この募集要項の告示の日において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は告示の日前6ヶ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者

イ この募集に係る申請の日までに会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ この募集に係る申請の日までに民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

- (6) 申請する団体が、永平寺町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、この募集要項の告示の日からこの募集に係る申請の日までの間受けていない者であることとします。
- (7) 申請する団体が、国税(法人税又は所得税)、消費税及び地方消費税を滞納していない者であることとします。

8 管理運営経費

(1) 指定管理料(委託料)

介護保険事業であるセンターの運営並びに施設の運営、設備の維持管理に関する必要な経費等については、管理経費にかわるものとして、当該センターの介護から生じる介護サービス費及び利用料、障害福祉サービス費及び利用料の収入をもってその支出に充当するものとするため、指定管理料の支払いは行わないものとします。

(2) 会計管理

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うに当たり、法人等の経理から分離し、別に経理区分を設け、収支を明らかにしてください。

9 指定管理者と町の危険負担

原則として仕様書に定めるとおりとします。ただし、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、町と指定管理者が協議の上定めるものとします。

10 利用者サービス向上のための設備投資及び施設改修

利用者サービスの向上及び機能訓練の充実を目的とした、リハビリテーション機器等の購入及び建物内部レイアウト等の改修については、指定管理者と協議の上、町が設備投資を行います。建物内部レイアウトの改修は、厨房・倉庫・食品庫等を機能訓練室に改修することを想定しています。

設備投資及び施設改修は、事業計画の中で提案してください。利用者のサービスの向上、施設機能の充実、安全性、利便性の向上及び実現性及び実施スケジュールを総合的に評価します。

11 申請に必要な書類等

(1) 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書(様式3)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に町長に提出してください。

- ① 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する事業計画書(様式4-1)及び収支計画書(様式4-2)
- ② 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては会則等及び団体の代表者の身分証明書(市区町村長が発行するもので申請日直前3か月以内に発行されたもの))
- ③ 当該団体の直近の決算期3期分の法人税申告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がない者にあつては、これらに類する書類)
- ④ 当該団体のパンフレット等、団体の概要が分かるもの
- ⑤ 申請者の資格を欠いていないことの誓約書(様式7)
- ⑥ 国税(法人税又は所得税)、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書

(2) 提出部数

正本1部、副本1部(副本は複写可。クリップ止めとし、製本しないもの)とします。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。持参の場合は、令和8年9月8日(火)から令和8年9月17日(木)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日は受付けをしません。)、郵送の場合は原則として書留とし、令和8年9月17日(木)必着とします。

(4) 提出先

〒910-1192

福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地 福祉保健課あて

(5) 説明会の開催

申請方法、提出書類、今後の日程等について説明会を開催します。

参加人員は1団体につき2人までとし、団体の名称及び参加者の氏名を令和8年8月24日(月)午後5時までに連絡してください。(様式9)

- ① 開催日時 令和8年8月26日(水)午後16時00分から
- ② 開催場所 永平寺町役場 東庁舎3階 大会議室
- ③ 連絡先16の問い合わせ先と同じ

(6) 申請に要する経費等

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(7) 質問事項の受付等

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年8月12日(水)～令和8年8月26日(水)午後5時
- ② 受付方法 質問票(様式8)に記入の上、16の問い合わせ先までFAX又は電子メールで提出してください。

- ③ 回答方法 説明会前日までの質問については、説明会で回答します。説明会後の質問については、FAX又は電子メールにより説明会に出席した団体に令和8年9月4日(金)までに回答します。

(8) その他

- ① 提出された書類等はお返しいたしません(使用は選定評価委員会での選定及び議会での指定に係る手続に限ります)。
 ② 提出された書類は、永平寺町情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示することがあります。
 ③ 指定に係る議会での審議に必要な情報に限って、応募資料の一部を議会に提供することについて予めご了承ください。

12 選定の基準

指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定する基準は次のとおりです。

選定に当たっては、下記の選定基準に基づき、審査を行います。また選定基準のうち、「施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針」及び「安定的な人的基盤や財政基盤」、「平等利用、安全対策、危機管理体制」や「収支計画の妥当性及び実現可能性」は、最低限満たしておくべき条件であり、この項目が一定のレベルに達していないと町が判断する場合などは、落選となる場合があります。

- ① 施設の設置目的が達成できること。
 ② 施設の利用に関し、不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
 ③ 施設の利用者に対するサービスの維持向上が図られること。
 ④ 町民の声が反映される管理が行われること。
 ⑤ 永平寺町デイサービスセンター条例(平成18年条例第103号)の趣旨等に基づき、施設の効用をいかしながら、その管理に係る経費の縮減が図られること。
 ⑥ 事業計画に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。

審査項目	審査の視点	配点
① 施設の運営に関する事	① 基本方針が施設の設置目的に合致したものとなっているか	50点
	② 公の施設として適切なサービス提供が図られているか	
	③ 施設管理に適した職員が配置されているか	
	④ 職員の育成について方針等が明確になっているか	

	⑤ 個人情報の適切な取り扱いが行われているか ⑥ 法令遵守体制が整備されているか ⑦ 災害や事故等緊急時の体制、対策は適切か(BCPの整備状況を含む) ⑧ 警備・防犯等、不審者等に対する利用者の安全が図られているか ⑨ 宣伝広報等の取り組みが図られているか ⑩ 自主事業等、魅力的又は意欲的な提案がされているか	
② 業務遂行能力・施設の維持管理に関すること	① 安定して管理運営を遂行できる組織体系か ② 安定的な運営が可能な実績や資金・資格者等が図られているか ③ 施設の維持管理と清掃による適正な衛生管理が図られているか ④ 地域や地元団体等との連携が図れているか ⑤ 地域内調達が図られているか ⑥ 地域の雇用創出に繋がっているか ⑦ 地域への経済波及効果が期待されるか ⑧ リサイクルやごみ処理及び周辺住民等への配慮等がなされているか	40点
③ 利用者の意見反映に関すること	① 新たなサービスや利用促進の施策に創意工夫はあるか ② 利用者の意見や要望を運営に反映させる工夫がなされているか ③ 苦情処理の体制は明確になっているか	15点
④ 収支計画に関すること	① 安定して管理運営が行える適正な収支予算となっているか ② 経費縮減につながる提案がなされているか	10点
⑤ 地域貢献に関すること	① 地域行事や福祉活動への参加 ② 災害時における地域との協力体制や福祉避難への対応	10点
⑥ 設備投資に関すること(リハビリ等計画)	① 利用者サービス向上になっているか(ADL維持、介護予防等) ② 利用者に応じたリハビリ計画が盛り込まれているか	10点
⑦ 施設改修に関すること	① 安全性が向上する計画となっているか	

ること	②利用者の快適性の向上となっているか	10点
合 計		145点

13 選定方法等

(1) 選定の方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による永平寺町指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の審査(プロポーザル方式)を経て1団体を指定候補者として選定します。(日時及び場所その他必要な事項はヒアリング開催日の1週間前までに連絡します。)

なお、指定管理者として適した団体がない場合は、本募集要項による指定候補者は該当がなかったものとします。

また、選定された団体が永平寺町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成21年条例第19号)第10条の規定により選定を取り消されたときは、選定されなかった申請者の中から新たに指定候補者を選定する場合があります。

委員会の審査については、選定の基準に基づく別紙の審査基準を基に委員会が選定する指定候補者を選定します。

(2) 指定候補者の選定

町は、委員会の結果を参考に、指定候補者を決定します。

(3) 選定結果

選定の結果については、各申請者に文書で通知します。また、選定結果の公表の際には、事業者名、総得点及び評価項目ごとの得点を永平寺町ホームページで公表します。

(4) 選定後の手續

指定候補者に選定された団体は、永平寺町議会における議決を経て、指定管理者として行う業務について本町と協定を締結した後、本施設の指定管理者として指定します。

14 協定に関する事項

町は、指定候補者との協議成立後に必要に応じて仮協定を締結します。その後、町議会の議決を経て、指定管理者候補を指定管理者として指定するとともに、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定を締結します。また、各年度の実施事項を定める年度協定を別途締結します。

15 引継業務等

本施設の指定管理者として新たに指定を受けた者は、施設の管理運営を円滑に開始

するため、管理運営を開始するまでの間に十分な準備を行うとともに、前任の指定管理者から引継ぎを受けるものとします。

管理運営を開始するための準備経費及び引継ぎに要する経費については、前任の指定管理者が引継ぎに要する経費を除き、新たに指定を受けた指定管理者が負担するものとします。

当該施設での継続した利用者については、前任及び新たな指定管理者共に十分な調整を行い円滑な引継ぎをしてください。また、利用者及び家族に対して、指定管理者の変更の内容、サービスの提供体制、利用方法等丁寧に説明し、不安や混乱が生じないように配慮してください。また、ケアマネージャー、地域包括支援センターその他関係機関と連携を図り、サービスの継続性を及び質の確保に努めてください。

16 問い合わせ先

〒910-1192

福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地 福祉保健課

電話:0776-61-3924(直通)

FAX:0776-612434

電子メール:fukushi@town.eiheiji.lg.jp